

区立公園等の占用使用について

公園は利用者が自由に遊んだり、散策できる憩いの施設です。園内において特定の場所を占用して使用する場合、許可申請が必要となります。

1. 許可が必要となる使用（例）

- (1) 都市公園法上「公園施設」以外の施設を設ける場合（上空足場・地下埋設物・電柱など）
- (2) 官公庁、町会及び商店会等が開催する行事（祭り・防災訓練など）
- (3) 集会など
- (4) ロケ・写真撮影（映画、ドラマ、CM、ポスター、雑誌掲載及び学校の課題など）

2. 許可条件

守られない場合、許可を取消し、退去及び今後の占用を一切禁止することがあります。

- (1) 園内の土地物件を汚損し、植物などを採取損傷しないこと
- (2) 公園施設・土地等を養生し、汚損又は破損した場合は、占用者の責任で原状に回復すること
- (3) 原則、火気は使用しないこと
- (4) 使用後は園内を清掃し、設置した施設は取り外し、ゴミ等は必ず持ち帰ること
- (5) 占用目的以外に使用しないこと
- (6) 他法令等による関係機関の許可が必要な場合は、事前に許可を受けること
- (7) 園内の占用場所は必要最小限にとどめ、他の利用者を整理排除する独占占有はしないこと
- (8) 危険な行為や騒音など、他人に迷惑のかかる行為は行わないこと
- (9) 水、電気を使用する場合は、占用者の負担により用意すること
- (10) 物品の販売その他の営業行為は行わないこと
- (11) 占用に起因する事故、陳情などは、占用者の責任において解決すること
- (12) 園内に車両等の乗り入れ及び駐停車をしないこと
- (13) 転貸しないこと
- (14) 喫煙をしないこと
- (15) 鍵等の備品、貸与品は厳重に管理し、紛失、破損した場合は占用者が原状に回復すること
- (16) その他、占用により混乱が予想される場合、支障があると判断した場合は

許可できません

上記のほかに、都市公園法、同施行令、豊島区立公園条例、同条例施行規則、豊島区立児童遊園条例、同条例施行規則、に従うこと。

3. 申請手続き

(1) 申請に必要なもの

- ア 申請書（「団体、機関の長、企業代表者」名義によるもの）
- イ 占用内容を明らかにした資料（企画書、台本、絵コンテ、行事概要書、ちらしなど）
- ウ 占用場所平面図（占用場所を図示した地図等）
- エ 公園占用料免除理由が判明する資料（免除理由に該当する場合）

(2) 申請から許可まで

- ア 申請の受付は、原則として利用日の約2ヶ月前から3日前（土日祭日を除く）までです
- イ 複数の団体で競合する場合は先着順ではなく、原則として区の判断に従って頂きます（1日・1施設に1団体まで）
- ウ 申請書は直接窓口へお持ちください
（※ 電子メール、郵送、電話、FAX 等は不可。）
- エ 有料の場合、許可書の交付は、占用料納入後となります
- オ 都市公園法第7条により占用許可を与えられる物件については、審査に期間を要しますので、事前相談のうえ十分な余裕をもって申請してください

4. 占用料

一度納入された占用料については、占用目的の達成如何に問わず返納できません。

- (1) 写真撮影（臨時占用） 1,657 円（一時間毎）
- (2) 動画撮影 14,625 円（一時間毎）
- (3) その他（非物件占用） 39 円（1㎡毎（一日あたり））
- (4) 物件を設ける占用料については、直接相談して下さい

5. 映画・テレビロケ・業務用写真撮影について

豊島区では、区立公園等での「業としての撮影」について、一般的許可条件に加え、下記のとおり許可基準を定めています

(1) 撮影禁止日

土曜日・日曜日・祝日、年末年始、その他公園管理者が定める日

(2) 撮影可能時間帯

7時から19時までの間の3時間以内（準備、片付けを含む）

※ 占用時間は最大3時間まで

(3) 持ち込み可能セット等

大規模セットを組むのを禁止とし、一人で人力運搬可能なもの(ベンチ・椅子・テーブル・脚立・小道具、雨降りセットは、脚立と如雨露のみ)は、3点まで持ち込み可能

(4) 撮影機材

クレーンカメラ、照明のやぐら、イントレ、大型発電機は、禁止とする
ただし、総延長3.0m以内のレールカメラは、許可とする

カメラ、三脚、レフ板、照明は、持ち込み可能

なお、撮影に際し、機材運搬等、車両は園内に乗り入れできない

(5) 占用入場人員数 スタッフ、出演者等合わせて20名まで

(6) 撮影禁止事項

① 公園の現状変更や公園利用者を排除、整理すること及び発声を制限すること

② 公園利用者・周辺住民に迷惑となる音量を出すこと

③ 公良秩序に反するシーン(暴力・猥褻・麻薬など)の撮影

④ 公園等の中で禁止されている事項(飲酒・動物・車・音楽・火気)を含む撮影。

たとえば、車・バイクを公園内に入れての撮影、自転車に乗る、動物の持込み、花火・ボール・フリスビー・ラジコン・ドローン・スケボーの使用、スタント・大道芸・ダンス・バンド(音を出さなくても音楽シーンは禁止)・アンケート、宗教等の勧誘

※犬は綱を放さないという条件で、2匹まで撮影可能

⑤ その他、豊島区のイメージを損なうシーンの撮影

(7) 芝生等特定の箇所で不許可になることがあります

(8) 申請時に必要な添付書類(「公園等占用許可申請書」に添付)

企画内容、台本(当該シーン)、絵コンテ(なければ不要)、撮影機材、入場人員、撮影方法等をまとめたもの。

(撮影の申請についての詳細は別紙「撮影占用許可申請資料事前提出について」のとおり。)

(別紙)

占用許可申請資料事前提出について

撮影占用許可申請者は、**撮影企画書**の項目について記載した企画書を、占用許可申請資料としてお出し下さい。

占用許可申請前にあらかじめ「許可可能か否か」を判断し、占用許可申請書提出後の不許可による手戻りをなくします。

申請前に以下のメールアドレス、FAX 番号に下記の項目を記載した「撮影企画書」をご提出ください。

申請前撮影企画書提出先

豊島区公園緑地課 公園管理グループ

電子メールアドレス A0023700@city.toshima.lg.jp

FAX 番号 03-3981-1008

撮 影 企 画 書

(以下の項目について記載してください)

- 1、 占用許可申請者
(団体名、代表者名、所在地、連絡先、現場責任者氏名連絡先)
- 2、 撮影場所 (公園名、公園内の位置、公園平面図で図示)
- 3、 撮影希望日、時間 (悪天候の場合の振替日)
- 4、 撮影形態 (動画、静止画)
- 5、 撮影内容 (目的、概要、イメージ)
- 6、 撮影方法
- 7、 台本・絵コンテ など
- 8、 媒体
- 9、 占用入場者数
- 10、 使用小道具等
- 11、 使用機材
- 12、 その他